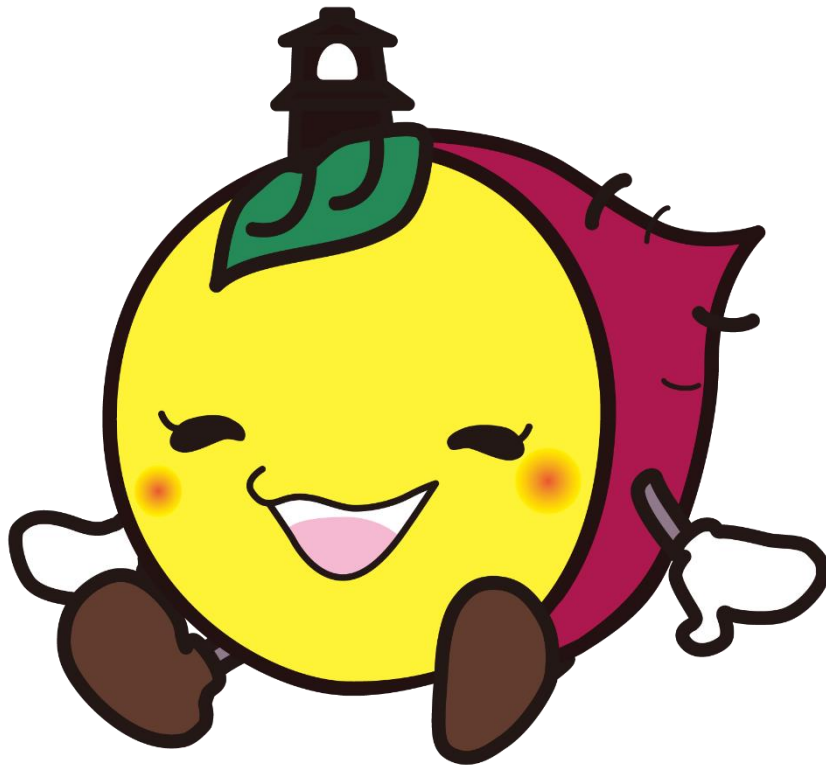


利用者向け

令和8年度川越市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の手引き



川越市役所 こども未来部 保育課
049-224-5827

Ver.2 (令和8年4月1日更新)

目次

I	はじめに	2
1	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは	2
2	利用要件について	2
3	利用時間について	2
4	利用料について	2
5	親子通園について	2
6	利用に当たっての注意事項	2
II	利用に係る流れについて	3
①	利用登録申請（利用者 ⇒ 市）	4
②	利用登録認定（市 ⇒ 利用者）	4
③	つうえんポータルにこどもの情報等を登録（利用者）	4
④	面談の申込み（利用者）	4
⑤	面談申込受理・面談日程の調整（利用者 ⇄ 事業所）	5
⑥	面談（利用者 ⇄ 事業所）	5
⑦	利用予約（利用者）	5
⑧	予約の確定（利用者 ⇄ 事業所）	5
⑨	利用（利用者 ⇄ 事業所）	5
III	利用開始後の手続きについて	6
1	登録内容の変更について	6
2	利用登録の解除について	6
3	利用料の減免の算定基準年度切替について	6
IV	利用料の減免について	7
V	実施施設について	8
VI	本事業利用に係るキャンセルポリシーについて	10
VII	FAQ	12

I はじめに

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的として実施する事業です。この事業は、月一定時間（**10時間上限**）の利用可能枠の中で、就労要件等を問わずに時間単位等で柔軟に利用することができます。

2 利用要件について

利用日時点において**0歳6ヶ月から満3歳未満（誕生日の前々日まで）**（※1）であって、保育所等（※2）に通っていないこども

※1 実施施設により、受け入れ可能年齢が異なります。

※2 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設をいいます。

3 利用時間について

こども一人当たり**月10時間**を上限に利用することができます。

※利用していない時間があっても、翌月以降に繰り越すことはできません。

※施設によって、一回当たりの利用可能時間が異なる場合があります。

4 利用料について

1時間 300円程度

※施設により利用料が異なる場合があります。

※その他、食事代などの実費徴収金がかかる場合があります。

※世帯の課税状況等により減免となる場合があります。（P7 参照）

5 親子通園について

親子で通園することで、保育者とお話をしたり、保育中のこどもを見ることができる時間です。

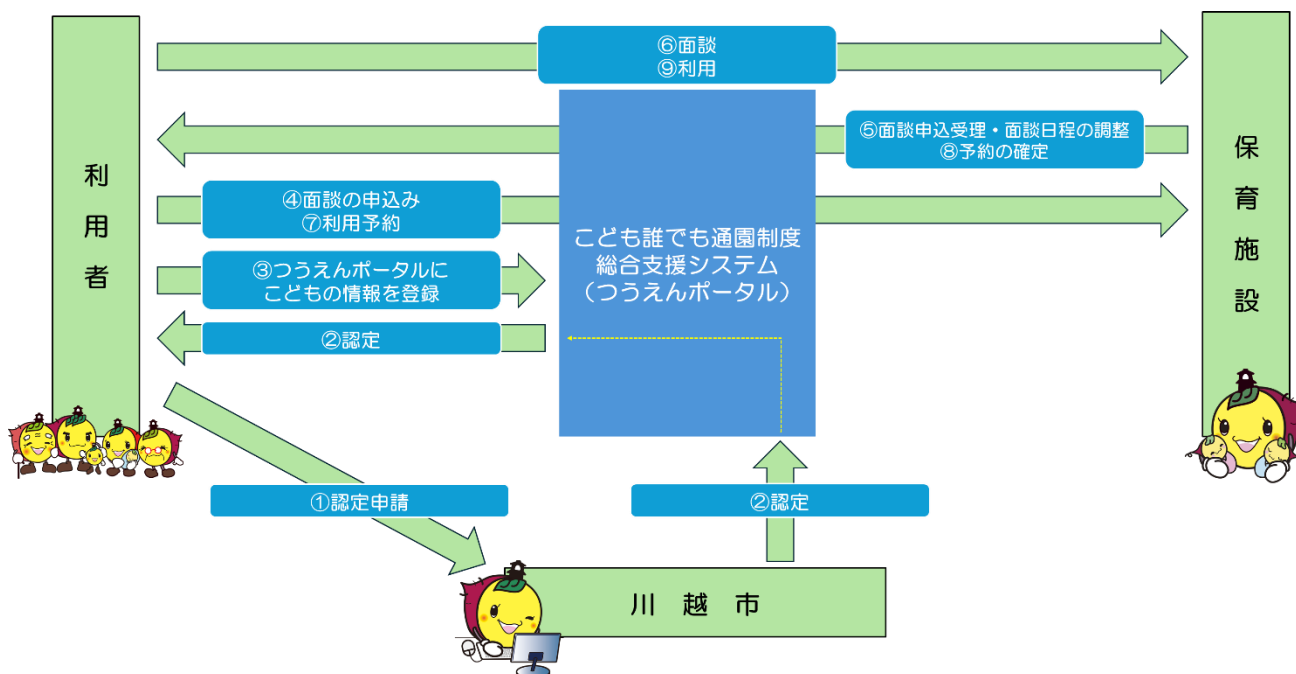
※実施の有無や回数・頻度は、実施施設やこどもの状況により異なります。

6 利用に当たっての注意事項

- (1) 施設の受入体制等の事情により、ご希望に添った利用ができない場合があります。
- (2) 低年齢のこどもは、人や環境に慣れるまでに時間がかかり不安を感じやすい時期であり、頻繁な環境の変化はお子さまの負担になる場合があります。負担がかかっている様子がみられるようであれば、慣れた環境で過ごすため、同じ施設を継続的に利用するなどの対応をお願いいたします。
- (3) 本事業の効果や課題検証のためのアンケート調査等を実施する際は、ご協力をお願いします。
- (4) 利用のキャンセルのルールとして、キャンセルポリシー（P10、11 参照）を定めています。安心・安全な保育の実施のため、必ずご確認のうえ、遵守していただきますようお願いいたします。

Ⅱ 利用に係る流れについて

○利用手続きイメージ



利用の手続きの一部において、「ことども誰でも通園制度総合支援システム（以下「つうえんポータル」といいます。）」を使用し、施設検索や面談・利用の予約などを行っていただきます。

<注意事項>

- (1) ログイン URL は、<https://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosha> です。
- (2) 操作方法や手順等については、つうえんポータル内で確認できる利用マニュアルやよくある質問をご確認ください。（つうえんポータルに関するお問い合わせは、つうえんポータル内のお問い合わせフォームをご利用ください。保育課ではお受けいたしかねますのでご了承ください。）
- (3) つうえんポータルの使用に係るメールは、info@mail.cfa-daretsu.go.jp から届きます。迷惑メールのドメイン除外設定をするなど、通知が確認できる状態にしてください。
- (4) つうえんポータルを使用する環境がない場合は、保育課にご相談ください。

① 認定申請（利用者 ⇒ 市）

こども誰でも通園制度を利用するためには、お住まいの自治体で申請を行い、「乳児等支援給付認定」を受ける必要があります。

申請の際、以下の書類が必要になる場合があります。

①利用料の減免に係る書類	(1)生活保護世帯 …生活保護受給者証の写しもしくは生活保護受給証明書 (2)市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯 …令和7年度市民税課税（非課税）証明書（9月から3月分までの利用料減免については、令和8年度分）
②こどもの障害等に係る書類	(1)特別児童扶養手当受給者証の写し (2)障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳）の写し (3)障害や発達に係る医師の診断書 (4)通所受給者証の写し

川越市民はこちらから

（認定申請）



② 認定（市 ⇒ 利用者）

申請から、10営業日程度で認定及びつうえんポータルユーザーIDを発行します。

市でユーザーIDを発行すると、申請時に記載したメールアドレスにつうえんポータルから「アカウント発行のお知らせ」メールが自動送信されます。URLが記載されておりますので、パスワードの設定を行い、システムにログインしてください。

③ つうえんポータルにこどもの情報等を登録（利用者）

利用者自身でつうえんポータルにログインし、こどものアレルギー情報や発育情報等、保護者の緊急連絡先など、施設を利用するに当たり必要な情報を入力してください。

※入力をいただけないと、面談の際に事業者がこどもの情報を確認できません。円滑な面談実施のため、必ずあらかじめご入力ください。

＜就労先や緊急連絡先等の入力＞

ログイン＞[サイトメニュー](#)＞[利用者情報管理](#)＞[利用者（保護者）](#)＞[氏名](#)

＜こどものアレルギー情報や発育情報等の入力＞

ログイン＞[サイトメニュー](#)＞[利用者情報管理](#)＞[お子さま](#)＞[氏名](#)

④ 面談の申込み（利用者）

つうえんポータルにおいて、希望する事業所の面談の希望日を登録してください。

※施設ごとに初回面談が必要となります。

※初回面談もしくは最終利用から、半年以上空いた場合、事業所によっては再度面談が必要になる場合があります。

⑤ 面談申込受理・面談日程の調整（利用者 ⇄ 事業所）

- ・4で登録された希望通りに面談を実施できる場合、事業者は日時をつうえんポータルに登録します。
 - ・4で登録された希望通りに面談が実施できない場合、電話やメール等により面談日を調整し、事業者は日時をつうえんポータルに登録します。
- ⇒事業者により面談日が登録されると、面談日時が確定した旨のお知らせメールが届きます。

⑥ 面談（利用者 ⇄ 事業所）

利用者と事業者で面談を行い、こどもの情報や利用に関する情報などについて確認します。

面談後、事業者は、利用可能と判断した場合、利用可能である旨をつうえんポータルに登録します。登録されますと、施設が利用できるようになった旨のお知らせメールが届きます。

<面談時の持ち物>

母子手帳 / 筆記用具 / 印鑑（事業所によっては必要になる場合があります）
その他事業所が指定するもの（あれば）

⑦ 利用予約（利用者）

原則、**利用日の30日前（9:00～）から7日前（～23:59）まで**予約を取ることができます。

※予約枠については、各事業者が受け入れ態勢を鑑みて登録しています。

※川越市外在住の場合は、**利用日の14日前（9:00～）から7日前（～23:59）まで**予約ができます。

⑧ 予約の確定（利用者 ⇄ 事業所）

事業所において、予約の状況や受入体制を確認し、受け入れ可能と判断した場合、つうえんポータルで予約の承認を行います。承認されますと、予約が確定された旨のお知らせメールが届きます。

⑨ 利用（利用者 ⇄ 事業所）

登降園の際に、施設にある二次元コードを読み取り、登降園時間を登録してください。

利用料等については、利用時にお支払いください。（支払方法は施設により異なります。）また、領収書については、施設がシステム処理を行いますと、つうえんポータル内で確認ができるようになります。

※面談日程の調整や利用予約の確定等について、休日は対応できない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

Ⅲ 利用開始後の手続きについて

1 認定内容の変更について

下記いずれかに該当する場合は、**事由発生日以降速やかに**、認定変更届の手続きをしてください。

①登録内容に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・市内で転居をした・保護者、こどもの氏名が変わった・連絡先電話番号が変わった・こどもの障害等の情報に変更があった
②利用料の減免の有無に関する ことに変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・婚姻をした・ひとり親世帯となった（離婚、死別等）・利用料の減免対象となった・利用料の減免対象ではなくなった

川越市民はこちらから
(認定変更届)



2 認定の消滅について

下記いずれかに該当する場合は、**事由発生日以降速やかに**、認定消滅届の手続きをしてください。

<ul style="list-style-type: none">・市外へ転出する・保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に入所が決定した・利用が不必要となった
--

川越市民はこちらから
(認定消滅届)



3 利用料の減免の算定基準年度切替について

1-②の事由での切替えのほか、9月より減免の算定基準年度の切替えにより、認定変更届の手続きが必要となります。

9月からの減免の適用を希望される場合は、**8月25日(火)までに**、必ずお手続きください。

(1)生活保護世帯 …生活保護受給者証の写しもしくは生活保護受給証明書
(2)市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯 …令和8年度市民税課税（非課税）証明書

川越市民はこちらから
(認定変更届)



IV 利用料の減免について

次の世帯状況に該当する場合は、利用料が減免される場合があります。

世帯状況	減免額	必要書類
生活保護世帯	300円	生活保護受給者証の写しもしくは生活保護受給証明書
市町村民税所得割合算額 77,101円未満世帯	200円	令和7年度市民税課税（非課税）証明書（9月から3月 分までの利用料減免については、令和8年度分）

- ※1 減免額を除いた金額を、直接施設にお支払いいただきます。
- ※2 母が父の扶養に入っている場合、母の分の税書類の提出が必要です。
- ※3 祖父母が家計の主宰者である場合には、その方の分も必要です。
- ※4 公立保育園については、当面の間減免額が下記のとおりとなります。

世帯状況	減免額
生活保護世帯	300円
市町村民税非課税世帯	240円
市町村民税所得割合算額 77,101円未満世帯	210円

減免の決定に係る算定については、下記のとおり行います。

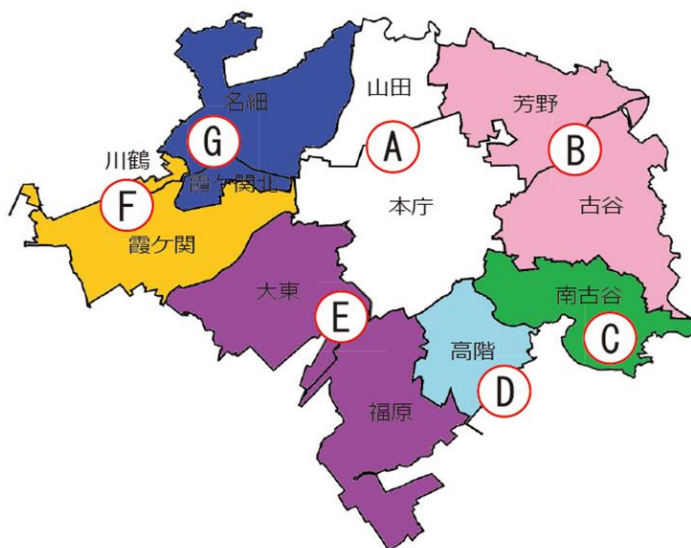
4月～8月分	9月～3月分
令和7年度（令和6年収入）の市民税で算定	令和8年度（令和7年収入）の市民税で算定

- ※1 世帯の市民税所得割額を合算した金額によって決まります。
- ※2 原則、利用児童と同一の世帯に属して、生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市民税の合計額により決定します。
- ※3 市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用前の金額を用います。
- ※4 政令指定都市で課税されている方（政令市からの転入者等）は、税制改正に伴い市民税所得割額の税率が8%で算定されておりますが、減免の決定には税源移譲前の税率（6%）に換算した額を用います（都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例）。

<注意事項>

- (1) 減免については、原則、利用登録申請時に書類をご提出いただきますが、あとからでも書類を提出することで減免になる場合があります。（手続きについてはⅢ-1参照）
その場合において、前月25日（土日祝の場合はその前開庁日）までに書類を提出することで、当月からの適用が可能となります。原則、遡っての対応はできませんのでご注意ください。
（例）6月25日までに提出した場合は、7月より減免が適用。
- (2) 9月より減免の算定基準年度が変わります。9月からの減免の適用を希望される方は、必ず8月25日までに手続きください。（手続きについてはⅢ-3参照）

V 実施施設について



<A 地区>

地区	区分	施設名	所在地	電話番号	実施曜日 実施時間	実施 方法	クラス年齢			給食 有無
							0 歳	1 歳	2 歳	
本 庁	公	脇田新町保育園	脇田新町18-9	242-7564	月・火・木 9:00~15:00	独立	-	○	○	有
	私	増美保育園	岸町3-28-1	245-2740	月・水 9:00~12:00	余裕	-	○	○	無
	私	かつらの木保育園	小室40-1	247-8555	月~金 9:00~16:00	余裕	○	○	○	有
山 田	私	紀秀会川越やまだ 保育園	山田516-9	299-5751	月~金 9:00~17:00	余裕	○	○	○	有
	私	紀秀会川越南やまだ 保育園	山田2025-5	299-6631	月~金 9:00~17:00	余裕	○	○	○	有

<B 地区>

地区	区分	施設名	所在地	電話番号	実施曜日 実施時間	実施 方法	クラス年齢			給食 有無
							0 歳	1 歳	2 歳	
芳 野	私	芳野保育園	谷中32-5	225-6451	月~木 9:30~15:30	合同 余裕	○	○	○	有
古 谷	私	はるかぜ保育園	大中居571-5	236-2600	火・水・金 9:00~12:00	余裕	-	-	○	無
	私	伊佐沼すまいる 保育園	古谷上2237-1	230-1717	月~金 8:00~16:00	余裕	○	○	○	無

<D 地区>

地区	区分	施設名	所在地	電話番号	実施曜日 実施時間	実施 方法	クラス年齢			給食 有無
							0 歳	1 歳	2 歳	
高 階	認	認定こども園 ふじま幼稚園	熊野町13-10	242-7777	月～金 9:00～16:00	余裕	-	○	○	無

<G 地区>

地区	区分	施設名	所在地	電話番号	実施曜日 実施時間	実施 方法	クラス年齢			給食 有無
							0 歳	1 歳	2 歳	
名 細	公	名細保育園	鯨井1590-1	231-1967	水・金 9:00～16:00	独立	○	○	-	無

※区分 … 公＝公立保育所、私＝私立保育所、認＝私立認定こども園

※実施方法 … 独立＝専用室独立実施型（専用の保育室で預かりを実施します）

合同＝在園児合同型（専用の定員を設けますが、在園児と合同で預かりを実施します）

余裕＝余裕活用型（保育定員の余裕を活用し、在園児と合同で預かりを実施します）

※休日・年末年始については、事業実施はありません。その他、実施曜日においても、施設の都合により受け入れができない場合があります。

※余裕活用型での事業実施の場合、通常の保育定員に空きがなくなると、本事業としての預かりができなくなります。

※現時点での内容となりますので、提供内容等が変更となる場合があります。

Ⅵ 本事業利用に係るキャンセルポリシーについて

川越市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用におけるキャンセルポリシー

- 1 施設に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用日の変更・キャンセルについては、原則、予約日前日の16時までに※¹、予約をした事業所に直接連絡の上、こども誰でも通園制度総合支援システムにおいてキャンセル処理※²をしてください。16時を過ぎたキャンセルの場合、利用料のお支払いの必要はありませんが、利用時間は消費されます。
- 3 当日のこどもの体調不良等、予期しない当日キャンセルについては、出来る限り速やかに予約した事業所にご連絡ください。
- 4 ご利用になる児童数に合わせて保育者を配置しております。お迎えの時間は厳守いただくとともに、万が一遅れてしまう場合には、必ずご連絡ください。
- 5 無断でのキャンセル又は送迎の遅れは、事業所や他の利用者への迷惑となりますのでお止めください。
- 6 無断でのキャンセル又は送迎の遅れが悪質と判断した場合には、当事業の利用のお断りや、利用登録の取消しをする場合があります。※³

■キャンセルの取扱い

- 急な体調不良等による当日キャンセルや無断キャンセル、当日利用時間開始以降にキャンセルの連絡をした場合については、利用料のお支払いは不要ですが、当事業を利用したものとみなし、利用時間は消費されます。
- キャンセルの取扱いについての詳細は下表をご参照ください。

連絡の有無及び期限	前日 ※1		当日		
	16時までに施設へ連絡	16時以降に施設へ連絡	体調不良・感染症罹患等による連絡ありのキャンセル	無断キャンセル及び当日利用時間開始以降に施設へ連絡	当日利用開始時刻に遅れた場合や早退等
利用料の支払い	無し	無し	無し	無し	有り
実費負担（給食費等）の支払い	無し	無し	無し	無し	有り
利用時間の消費	無し	有り	有り	有り	有り
注意事項	予約変更を繰り返し行った場合は利用をお断りする場合があります。			無断キャンセルについては、利用登録を取り消す場合があります。※ ³	予約時間分の料金の支払い及び利用時間の消費となります。

※1 土日祝日をはさむ場合のキャンセル等の連絡は、利用直近の平日の16時までが期限となります。

※2 こども誰でも通園制度総合支援システムにおけるキャンセル処理ができない場合は、事業所職員に申し出てください。

※3 無断キャンセル等により利用登録が取消となった場合は、年度内に再度利用登録をすることができません。

■遅刻・早退の取扱い

- 当日、利用開始時刻に遅れた場合や利用中の急な体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合においても、利用時間や利用料金については、原則、予約時間で算定します。
- 超過時間の取扱いについての詳細は下表をご参照ください。

超過時間	利用料の支払い	利用時間の消費
15分～30分	30分相当額	30分
31分～60分	1時間分	1時間

- ▶以降、30分ごとに、利用料及び利用時間が加算されます。
- ▶超過の利用時間についても、月10時間の利用時間に含まれます。
- ▶超過利用の結果、月当たりの利用上限時間（10時間）を超過した場合、10時間を超える利用分につき、通常の利用料に加え、次の料金を施設にお支払いいただきます。
1時間当たり（30分の場合は1/2を乗じた額）
0歳児：1,700円、1歳児及び2歳児：1,400円

例1：予約時間3時間の0歳児が超過利用を含めて3時間20分利用し、当月の利用時間が10時間20分となってしまった場合。

⇒1,900円

（利用者負担額300円×3.5時間+超過利用料金1,700円×0.5時間）

例2：予約時間3時間の1歳児が超過利用を含めて5時間30分利用し、当月の利用時間が12時間30分となってしまった場合。

⇒5,150円

（利用者負担額300円×5.5時間+超過利用料金1,400円×2.5時間）

VII FAQ

1	Q	ユーザーID の発行後に届くアカウント発行通知メールを紛失してしまった場合、どのように対応すればよいでしょうか。
	A	再度アカウント発行通知メールを送ることはできません。P3に記載のログイン URL もしくはインターネットにてログインページを検索し、「パスワードをお忘れの方はこちら」から設定を行うことができます。
2	Q	認可保育所等の申し込みをしていますが、現在入所保留中です。この場合でもこども誰でも通園制度の申込・利用はできますか？
	A	可能です。 認可保育所等に入所決定するまでの間はこども誰でも通園制度の利用ができます。
3	Q	以前面談を行い利用可能となった施設に利用の予約をしようとしたところ、面談の予約が必要になってしまうのはなぜか。
	A	低年齢のこどもは成長が著しく、気を付けなければならないことが逐一変化していくため、施設によっては、前回の利用から半年経過した場合や、面談後一度も利用せず半年経過した場合に、再度面談を必要とする場合があります。

<お問い合わせ>

〒350-8601 川越市元町1-3-1
川越市役所 こども未来部 保育課（本庁舎3階）

TEL：049-224-5827（直通）

FAX：049-223-8786

※この手引きは、令和8年4月1日現在の情報をもとに作成しています。
今後、内容が一部変更される場合があります。ご了承願います。